

子育て支援事業の 最前線からみえるもの

— 繋がりとぬくもりの不足 —

社会福祉法人雲柱社
子育て支援コーディネーター
新澤拓治

課題解決ベースという課題

- ▶ 今回子育て支援事業について、課題解決型重視で支援策が充実してきているとのご指摘があった。
- ▶ 「子育て支援」のとらえについて厳密な事はさておき、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機とした、政府の対策開始をひとつの起点として振り返ってみたい。
- ▶ 1994（平成6）年12月のエンゼルプラン以降、子育て支援事業については、仕事と子育ての両立支援（待機児ゼロ作戦など）に重点がおかれ、すべての子育て家庭を対象としたいいわゆる「子育てのひろば」が総合的に集約された「地域子育て支援拠点事業」が創設されるのは、2007年（平成19年）の事である。この事業は翌年（2008年）第二種社会福祉事業として法定化される。

支えあい学びあうこと

- ▶ 子育てのひろばについては、制度としては保育所等に併設の地域子育て支援センター事業が一番歴史が長いものと思えるが、**制度上**の発想は、育児の指導（相談）といった点に重きが置かれている。（あくまで制度上なので、取り組みがすべてそうだということではない）
- ▶ 一方、地域子育て支援センター事業も包括した、地域子育て支援拠点事業は、基本事業を4つに定め、そのトップ項目には「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」が挙げられている。そして育児の相談などはあくまで、身近な場所で、気軽に話が出来るようにといった指標がある。
- ▶ さらに、4つの事業には講習会等の実施が挙げられているが、子育てのひろばの中では、いわゆる聴講形式の講座からグループワーク化へと変容しさらに当事者参画型の取り組み、によって、学びあい、支えあうといった取り組みが展開されてきた。
- ▶ このように、課題解決と一口に言っても、重要なのはその過程であり、多くの実践者が、すべての子育て家庭を対象とできるよう、取り組んできたことも知っていただきたい。

参考：地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

ひろば型の強味と弱み

- ▶ ひろば型の利用は、いつでも、だれでもといった気軽さが一番の魅力である（実践者は来所のハードルを下げるよう、プログラムを実施したり、周知を進めるなど工夫をしている）
- ▶ 拠点型のスタイルは基本的に待っている。ということになる。つまり、訪れる方には対応できるが、来てくれないと対応が出来ない。これは申請主義と言われるものに少し構造が似ているが、日本にはそこが補完される、優れた母子保健の取り組みがあり、必要と思われる方が繋がってくるというルートができつつある。

利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究
令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
主任研究者：日本福祉大学 教授 渡辺顕一郎

拠点利用者の利用のきっかけ

- 1 役所から配布される広報や情報誌などを見て（38.1%）
- 2 親同士の口コミ（他の親から紹介されて）（30.6%）
- 3 こんにちは赤ちゃん訪問等家庭訪問時に紹介されて（23.8%）
- 4 保健師などの専門職から紹介されて（23.8%）

つながりが持てるには

- ▶ 前述の通り、親同士のつながり、専門家とのつながりが重要になってきますが、もう一つ専門家同士、いわゆる地域の子育て支援のネットワークが重要になってきます。
- ▶ しかし、現在このつながりの進みを阻む、一つの世情があります。
- ▶ それが「虐待防止」というワードであり虐待対応のイメージです。
- ▶ 虐待防止は当然誰しもが否定するものではなく、進めていくものではありませんが、その時におきてくる様々な課題について、今一度考えて行く必要があると思います。
- ▶ 私が感じるのは、虐待対応のイメージが「懲罰的」であるということです。
- ▶ 一般的に虐待の原因の一つには「つながりが持てずに孤立」といったことがあげられますが、反対に懲罰的なイメージが生みだす孤立もあります。
- ▶ そのことを教えてくれたのはある一人の保護者でした。

じわじわと監視社会

- ▶ 市区町村の虐待対応部署には虐待の通報が入ります。現在基本的には、地域の問題は地域で対応する（できるものは）という考えがあります。
- ▶ 例えば、東京都内には共通ガイドライン(通称東京ルール) が存在し、保育所や小学校、中学校からの通報、相談はまず市区町村の担当部署に入れることになっています。基本的には直接児童相談所に通報することはありません。
- ▶ そこで、内容が吟味され、必要に応じて児童相談所に送致されることとなります。
- ▶ 市区町村はより住民に身近で、関わりやすい存在ではありますが、ある近隣からの泣き声通報で伺ったお宅でのことです。
- ▶ その方は言いました「私たちって、見張られているんですね」

見守ると見張るは同義語？

- ▶ 子育て支援ではよく見守るという言葉が使われます、しかし、なにかあったらいち早く。(189) このキャンペーンは、あたたかな見守りを、一気に見張りに変えてしまうという側面をもっています。
- ▶ 私の関わっている行政では、見守りという言葉を使用することを控え、違う言い回しでポスターを作成したりすることもあります。
- ▶ 現在、厚生労働省は、児童福祉法の改正と共に、総理の強い思いもあり、子育て支援策を強力に推し進めています。
- ▶ その中では こども家庭センターの設置と共に、身近な相談機関の充実（かかりつけ相談機関）と 伴走型支援については（妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施）年内実施を進めています。
- ▶ 伴走型支援においては妊娠期に2回、出産後に1回の面談(全件)を設定しています。

課題対応型に逆戻りしないために

- ▶ 今回厚労省が **身近な相談機関**と表記している事は、厚労省の思惑以上に、重要な意味があると思われます。
- ▶ 全件の面談は、なにかに繋がれる機会として有効に機能していく必要がありますし、身近な相談機関は、身近に思ってもらえるスキルと、つながり続けるスキルが必要になり、さらに解決に向けての学びあい、支えあいの機会の提供が必要になります。
- ▶ 今、地域子育て支援拠点事業では、この支えあう仕組みを多角的に進めていくため、「多機能化」というものが一つのテーマになっています。一言で言えば、お子さんを一時的に保育する事業や、社会資源との繋がりをコーディネートする利用者支援事業、ファミリーサポート事業や様々な訪問事業などといったものを同時に取り組んでいくということです。
- ▶ 特に一時的な保育については、需要と供給のバランスが悪く、場所によっては、抽選で利用という所もあります。そしてこの一時的な保育については、ちょっとした落とし穴があります。

思わず目を疑った記述

- ▶ 令和4年に児童福祉法が一部改正され、その関連資料の中に、市区町村における子育て家庭への支援の充実とあり、そこでは新設の事業と既存の事業の拡充が記載されていました。新設の中には訪問による生活の支援や学校や家以外の子どもの居場所支援、親子関係の形成支援などが盛り込まれ、拡充には子育て短期支援事業と一時預かりが記載されています。子育て短期支援事業については、保護者が子どもと共に入所や利用が可能になったり、子どもが自ら入所や利用を希望した場合の対応など新たな視点が盛り込まれていましたが、一時預かりの記述については、以下のものでした。

子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

- ▶ 私は思いました。「明確化されてなかったの? ……」

虐待しそうな人のあぶり出しではない

- ▶ 昨年末、福岡で子育てひろばの実践交流セミナーが開かれ、そこで西南学院大学の安部先生が、ドイツの子育て支援を紹介し、ドイツの虐待対応についても触れていました。その中で、ドイツには児童相談所のような虐待対応に特化したような機関は無く、行政が支援の必要性の判断をするということなのです。支援の中には一時保護相当の分離というものもありますが、分離下においても家族支援を行って行くということでした。
- ▶ 「懲罰的」というムードにもやもやしていた自分にとっては、一つの裏付けとなりました。また安部先生は、特定妊婦などの発想も、支援と言うよりもチェックのようなものになりやすいと危惧されていました。
- ▶ **全件面接等、日本には全体をカバーする優れた取り組みがありますが、世の中のムードを、支援ベースにしていく必要があります**

2022年12月3日4日

全国子育てひろば実践交流セミナーin福岡

主催 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

第4分科会講師

安部計彦先生（西南学院大学人間科学部・社会福祉学科教授）

学びについて

- ▶ 学びあいについては先ほど触れていますが、ここで今一度、虐待の事に触れます。ご存じの通り、虐待による死亡事例は年間50～60件といったところを推移していますが、中でも0歳児の死亡が半数以上を占める。（直近18次の報告によれば 47例49人（心中除く）のうち0歳は31例32人（65.3%）） しかしながら、この0歳児のうち、月齢0か月児が15例・16人（50%）という事はあまり知られていない。
- ▶ 5次から17次までを分析すると「児童相談所及び市区町村の担当部署の関与」については、いずれも関与なしが66%と高水準。いずれも関与なしを詳しく見ていくと、0日という表記がありこれは、日齢0日死亡とあって、生まれてから24時間以内の死亡を指しますが、その多くが妊娠届未提出・妊婦健診未受診と言われています。つまり 母子保健の行政もさすがにそこまでは把握しきれないということが起きてきます。

参考：厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00006.html

切れ目ない支援

- ▶ 以前より、担当所管や年齢(学年) 移行による、支援の切れ目ということが課題になってきました。児童福祉の分野でも 学校教育へのブリッジ（保幼⇒小⇒中⇒高）と母子保健分野と児童福祉分野の連携といったことがうたわれ、児童福祉の分野でも出産前からの支援といったテーマで様々なことが取り組まれてきています。
- ▶ しかしながら、先ほどの例の通り、支援は出産前からではなく、妊娠前からでないと、予防的になれないことがわかります。
- ▶ 0日死亡で多い、墜落分娩などの事例ではよく「誰にも相談できなかった」という言葉をよく聞きます。
- ▶ **全ての世代が気軽に相談でき、学ぶ（知る）機会がもてる。そのようなあたたかきで、つながりがもてる社会。私たちが目指すのは、監視という北風か、あたたかなまなざしの太陽か、今一度考えてみたいと思います。**